

不当労働行為事件の審査の状況

(平成30年(1月~6月))

1 取扱状況

係属した事件は、前年からの繰越しが5件、新規申立てが2件。終結件数は1件で、6件が継続している。(単位：件)

年	区分	係属件数			終結件数	継続・繰越し
		前年繰越し	新規申立	計		
26		4	4	8	4	4
27		4	5	9	8	1
28		1	1	2	2	—
29		—	6	6	1	5
30(上半期)		5	2	7	1	6

2 終結状況

係属した6件のうち終結したものは1件で、棄却によるものであった。(単位：件)

年	区分	取下げ・和解				命令・決定					計
		取下げ	無関与 和解	関与 和解	小計	全部 救済	一部 救済	棄却	却下	小計	
26		—	—	3	3	—	—	1	—	1	4
27		—	1	4	5	—	—	3	—	3	8
28		—	1	—	1	1	—	—	—	1	2
29		—	—	1	1	—	—	—	—	—	1
30(上半期)		—	—	—	—	—	—	1	—	1	1

(注) 無関与和解：当事者の自主的な交渉により解決したもの

関与和解：労働委員会が関わった交渉により解決したもの

3 終結事件の概要等

当委員会では、審査期間の目標を1年6箇月以内としており、終結事件はこの目標を達成した。

番号	終結状況	申立て概要	申立日	調査	終結日	審査期間	目標達成状況	目標未達成の理由
				審問				
1	棄却	分会の「解散届」を提出するよう文書で求めたことが、支配介入に当たるとして、これを陳謝する等の文書の交付等を求めたもの	平29・4・11	3回	平30・5・15	1年2箇月(400日)	達成	—